

意見書

無線設備規則の一部を改正する省令案及び周波数割当計画の一部変更案について、電波法第99条の12第1項及び第2項の規定により、意見の聴取を行った（平成21年2月20日）結果、下記のとおり意見を決定する。

平成21年3月11日

主任審理官 森下 浩行

記

第1 意見

無線設備規則の一部を改正する省令案及び周波数割当計画の一部変更案は、適当である。

第2 事実及び争点

1 改正案の内容

(1) 無線設備規則の一部を改正する省令案

ア 改正の内容

気象援助局の無線設備（ラジオゾンデのものに限る。）の技術基準を定めること。
（第54条の2の2、第58条、別表第1号、別表第2号及び別表第3号関係）

イ 施行期日等

- 一 公布の日から施行すること。
- 二 所要の経過措置を設けること。

(2) 周波数割当計画の一部変更案

ア 変更の内容

ラジオゾンデの高度化に伴い、規定の変更を行うこと。

イ 施行期日

公布の日から施行すること。

2 総務省の陳述の概要

（1の改正案の内容の説明として、以下の陳述があった。）

本件は、ラジオゾンデの高度化に伴う関係規定の整備を行うものである。

ラジオゾンデとは、天然ゴム製の気球等が上昇することに伴って、地上から高度約30kmまでの高層大気の気温、気圧、湿度等の気象データを観測し、これらを電波により地上の観測施設に自動伝送する装置等であり、気象庁を始め、大学・研究機関、民間気象会社等によって利用されているものである。

現在、ラジオゾンデの無線設備に係る技術的条件に関しては、周波数の許容偏差が百万分率で2,500、占有周波数帯幅の許容値が1MHz、最大空中線電力が1Wとなっていることから、400MHz帯を使用するラジオゾンデに割当可能な周波数は404.5MHzの1波

に限られていた。しかし、技術開発が進み、周波数の許容偏差を百万分率で50、占有周波数帯幅を60kHz及び空中線電力を200mWとすること等が可能となったことから、最大25波の割当てが可能となった。これにより、多地点での同時観測や一の観測点での複数ラジオゾンデの使用等、ラジオゾンデによる気象観測の高度化・多様化に対応が可能となることから、このラジオゾンデの技術的条件に係る規定の整備を行うため、無線設備規則の一部を改正するものである。

周波数割当計画の変更については、ラジオゾンデの高度化に伴い、400MHz帯を使用するラジオゾンデ用の周波数を多チャンネル化するためのものであり、ラジオゾンデ用の周波数のうち「404.5MHzの1波」から「403.3MHzから405.7MHzまでの100kHz間隔の25波」とするものである。

3 利害関係者の陳述等

本件改正案に関し、下表のとおり、利害関係を有する3者が準備書面を提出し、意見の聴取の期日に出席して陳述した。

本件改正案に対する賛否は、次のとおりいずれも賛成である。

利害関係者	賛 否	備 考
株式会社鶴見精機	賛 成	
社団法人電波産業会	賛 成	
明星電気株式会社	賛 成	

第3 理由

本件は、ラジオゾンデの高度化のため、無線設備規則の一部を改正し、併せて周波数割当計画の一部を変更するものである。

ラジオゾンデについては、高層大気的气温、気圧、湿度等の気象データを観測し、これらを電波により地上の観測施設に自動伝送するため、気象庁、大学・研究機関、民間気象会社等によって利用されており、近年、その利用者の増加、ラジオゾンデによる観測内容の多様化等が進展しているところである。

今回の改正は、多地点での同時観測やひとつの観測点での複数のラジオゾンデの使用等、ラジオゾンデによる気象観測等の高度化・多様化に対応するため、関係規定の整備を行うものであり、改正の必要性は認められる。

- 1 無線設備規則の改正案では、ラジオゾンデの無線設備の技術基準を定めているが、これは情報通信審議会の答申に基づくものであり、改正内容は適当と認められる。
- 2 周波数割当計画の変更案では、ラジオゾンデの高度化に伴い、400MHz帯を使用するラジオゾンデ用の周波数を多チャンネル化するものであり、変更内容は適当と認められる。

以上のほか、本件に係る関係省令の改正案等は、利害関係者の意見も賛成であること、また、電波監理上も特段の支障はないことから、適当であると認められる。